

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監4の第7号

監 査 の 対 象：令和3年度監査委員監査 指定管理者制度に関する事務

所 管 所 属：北区役所

通知を受けた日：令和4年8月17日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	第三者委託の公表については是正を求めたもの 【北区役所、都島区役所、中央区役所、西区役所、大正区役所、浪速区役所、東成区役所、住吉区役所、平野区役所、経済戦略局、環境局及び教育委員会事務局に対して】 施設所管所属の令和3年度第1四半期における第三者委託に関する情報の公表状況を確認したところ、施設所管所属34所属中12所属で所管する全ての施設について、ガイドラインで定められた期限である第1四半期の翌月である令和3年7月中に公表されておらず、今回の監査の実施通知送付日以降の公表となっていた。 〔指摘事項2〕 施設所管所属は、第三者委託公表の重要性を再認識し、ガイドラインに定められた期限までに公表するための体制を早期に構築し、それにより実施されたい。	第三者委託の妥当性の明確化と透明性のより一層の向上を図る目的である第三者委託公表の重要性を再認識するため、北区役所、指定管理者の双方で監査指摘を共有し、問題意識の統一を図った。 指定管理者制度の運用に係るガイドラインに定められたとおり適切な対応を行うため、チェックシートに基づき、複数人が点検、確認をしていくとともに、北区役所と指定管理者相互で、運営状況や事務対応を確認できる定例会議に見直した。合わせて開催回数（毎月第4金曜日）を増やし、参加メンバーを補強するなど、複数人での確な確認ができる体制を構築した。さらには、ホームページ公表の把握を徹底するため、管理監督者もチェックシートに基づき四半期毎に確認し、対応についても形骸化することのないように見直しを行った。	措置済	令和4年6月28日